



示談交渉サービス付き

特定技能1号外国人受入れ機関のみなさまへ

# 特定技能外国人総合保険

技能実習特約セット海外旅行保険

この冊子は特定技能外国人総合保険の「パンフレット兼重要事項説明書」です。



**安心1**

特定技能外国人が国籍国等での出国手続きを終了してから、特定技能1号としての活動を終了し、国籍国等への帰国手続きを終了するまで、または他の在留資格に変更するまで一貫して補償

**安心2**

治療費用や賠償責任など様々な補償で特定技能外国人をサポート

**安心3**

個人賠償責任の示談交渉サービスをご提供※  
※示談交渉サービスのご提供には一定の条件があります。

2022年4月  
改定版

このパンフレットでご案内する商品は、特定技能外国人の国内滞在中におけるケガや病気により亡くなられた場合の遺族への補償や、ケガや病気による治療費、偶然な事故による賠償責任などに備える保険です。この保険内容がお客様のご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえ、ご検討いただきますようお願いいたします。

引受保険会社

 **ジェイアイ傷害火災**  
<https://www.jihoken.co.jp>

# 1

## 特定技能外国人総合保険の内容

2018年12月に出入国管理及び難民認定法(入管難民法)改正案が可決され、2019年4月より、人手不足が深刻な産業分野について「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となりました。

政府全体がまとめあげた外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策では、特定技能1号を雇用する事業所に対して、民間保険への加入を推奨しています。

### 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(一部抜粋)」

新たな在留資格による外国人材の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能1号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する

また、法務省のガイドライン「1号特定技能外国人支援に関する運用要領(別冊)」において、以下のように定めています。

### 「特定技能基準省令第3条第1項第1号(一部抜粋)」

二 当該外国人が本邦に入国した後(当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては、在留資格の変更を受けた後)、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。

(4)当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

当該外国人に情報提供しなければならない事項

- ・医療に関する支援の一環として、予期せぬ病気やけがの際に、高額な医療費の支払に不安を感じることなく、安心して医療サービスを受けることができるよう、医療通訳費用等をカバーする民間医療保険への加入案内

この保険は、1号特定技能外国人が安心して日本で就労することができ、また特定技能所属機関が安定した支援計画を実施するために開発された特定技能1号外国人専用の保険です。皆様の円滑な特定技能外国人の受入れにぜひお役立てください。

### ●この保険の対象となる方(保険契約者・被保険者の範囲)

保険契約者	特定技能所属機関(受入企業等)または登録支援機関等
被保険者	特定技能1号外国人(「特定技能1号」の在留資格で在留する外国人)

※「特定技能1号」への変更を目的に許可を得て「特定活動(就労可)」の在留資格で滞在する外国人を含みます。

### ●補償対象期間(責任期間)

時系列	出国または技能実習生終了後等の在留資格変更	帰国または他の在留資格へ
在留資格	特定技能1号(特定活動(就労可)を含む)	
この保険の補償について	補償期間	特定技能外国人総合保険(通算で上限5年まで)
	死亡時の補償【日常生活】	死亡保険金(一時金)
	後遺障害の補償【日常生活】	後遺障害保険金(一時金)
	傷害・疾病治療費【日常生活】	健康保険等の公的制度からの給付(70%給付) 健康保険等の自己負担分相当の30%を補償
	死亡・危篤時への救援者費用	救援者(ご家族)の往復交通費・ホテル宿泊費等
	第三者への損害賠償【日常生活】	損害賠償金・訴訟費用等

■特定技能1号の目的をもって国籍を有する国等からの出国手続きを終了してから特定技能1号としての活動期間を終了し、国籍を有する国等への帰国手続きを終了するまで、または他の在留資格に変更するまでの間が補償期間(通算で上限5年まで)となります。

■治療費用については、健康保険等の公的制度からの70%給付を除く、自己負担分相当の30%を補償します。

■傷害死亡、傷害後遺障害、傷害治療費用、疾病治療費用、疾病死亡について、業務上の事由または通勤による傷病は保険金のお支払いの対象外となります。

■在留期間の途中からでもご加入いただけます。

■次の場合は、実際に負担される治療費用等に30%を乗じた金額が支払いの限度となります。

- ・雇用契約が締結されず、健康保険等の被保険者になっていない場合
- ・特定技能1号としての活動期間終了後に日本国を出国し、国籍を有する国等で帰国手続きを終了するまでの間で健康保険等の被保険者になっていない場合 など



## 2 お支払いする保険金

このパンフレットでご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

### ● 傷害死亡保険金・疾病死亡保険金

日常生活における死亡時の補償となり、一時金でお支払いします。

### ● 傷害後遺障害保険金

日常生活におけるケガによる後遺障害の補償となり、一時金でお支払いします。

### ● 傷害治療費用保険金・疾病治療費用保険金

日常生活におけるケガ、病気の治療費の補償となります。

### ● 個人賠償責任保険金

日常生活における第三者への法律上の損害賠償責任の補償となり、損害賠償金や訴訟費用等をお支払いします。

### ● 救援者費用等保険金

責任期間中に死亡または危篤になった場合に、親族等の現地までの航空運賃等の往復の交通費やその行程中のホテル客室料、遺体搬送費用、交通通信費等をお支払いします。

## 保険金をお支払いする主な場合

### ● 傷害治療費用(日常生活においてケガをした)



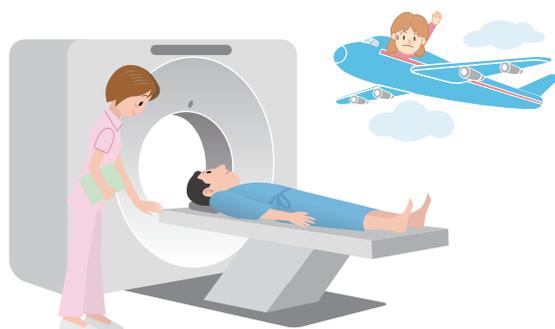
### ● 疾病治療費用(病気にかかってしまった)



### ● 個人賠償責任(誤って他人にケガをさせた)



### ● 救援者費用等(危篤状態で親族を呼び寄せた)



#### 【示談交渉サービス付き】

日本国内での日常生活において、第三者に対する法律上の損害賠償責任を負った場合、被保険者のお申し出により、保険会社が示談交渉をお引受けいたします。

ただし、以下の場合は示談交渉に応じられません。

- 事故の相手方が保険会社と直接、折衝することに同意しない場合
- 法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任特約の保険金額を超える場合
- 被保険者が保険会社への協力に同意しない場合 …など

## 保険金をお支払いしない主な場合



### ● 妊娠・出産・流産およびこれらによる病気



### ● 歯科疾病

(ただしケガによる歯科治療はお支払いします。)



### ● 業務上・通勤途上の傷病

\*いずれのケースも死亡・危篤状態となった場合は、救援者費用等保険金のお支払いの対象となります。

\*保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「特定技能外国人総合保険の概要」をご確認ください。

## その他の補償についてのご案内

- 地震・噴火、これらによる津波によるケガや死亡も対象となります。
- 業務上災害・通勤途上災害でも救援者費用等保険金はお支払いします。
- 自転車運転中の交通事故に伴う賠償事故も補償します。

### 3 保険期間・契約タイプ・保険料

#### ●保険期間の設定の仕方について

この保険は、「特定技能1号」の在留資格を有する期間を補償の対象としているため、特定技能1号の在留資格予定期間に応じて、保険期間を設定します。

保険始期日は設定日の午前0時から始まり、保険終期日は応当日前日の午後12時までとなります（※時刻は日本標準時で設定します）。

ご注意：保険期間は最長で5年まで設定することができます。

#### ●保険責任期間について

設定いただきました保険期間の間において、この保険にて弊社が保険金の支払責任を負う期間は、以下のとおりとなります。

ご注意：設定した保険期間内でも、保険責任期間に含まれない場合は、補償の対象となりません。

保険責任期間
特定技能1号の目的をもって、国籍を有する国等からの出国手続きを終了してから、国籍を有する国等への帰国手続きを終了するまでとなります。 ただし、以下に該当する場合、保険責任期間は終了します。
(a) 保険期間の末日の午後12時において、帰国手続きが終了していない場合は、保険期間の末日の午後12時をもって終了します。 ただし、帰国手続きが保険期間の末日の午後12時までに行われることが予定されているにもかかわらず、次の事由のいずれかによって遅延した場合は、保険責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度に延長します。  ① 特定技能1号外国人が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機・船舶・車両等の交通機関のうち運航時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休 ② 交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能 ③ 特定技能1号外国人が治療を受けたこと ④ 特定技能1号外国人が乗客として搭乗している交通機関または入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束、特定技能1号外国人の誘拐等（本事由についての延長期間は72時間に限らず、特定技能1号外国人が解放され、正常な旅行行程につくまでに要した時間だけ延長します。ただし、最終目的地に到着したときまたは当初予定していなかった目的地に向けて出発した時のいずれか早い時までとします。）  など
(b) 保険期間の末日より前に特定技能1号の在留期間が満了した場合は、その時点で保険責任は終了します。 ただし、特定技能1号の在留期間満了前に日本国を出国していた場合は、国籍を有する国等への帰国手続きを終了するまでとなります。
(c) 特定技能1号の在留期間が満了する前であっても、保険期間の末日より前に特定技能期間が終了しないまま、特定技能1号外国人が日本国から出国した場合には、その時点において保険責任は終了します。 ただし、特定技能1号外国人が再入国許可（みなし入国許可）を得て出国した場合には、出国の日の後30日間は保険責任は継続し、また日本国への再入国後も保険責任は継続します。出国の日の後30日間に過ぎた後に再入国した場合は、保険への再加入手続きが必要となります。

#### ●その他

日本における技能実習期間修了後からご加入いただくことも可能です。

● 契約タイプ・保険金額・保険料

- ・ 保険期間の設定の仕方、保険責任期間のご説明については、3ページをご覧ください。
- ・ ご希望の契約タイプや保険期間がない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

タイプ	保険金額（ご契約金額）						合計保険料				
	傷 害		疾 病		個人賠償責任	救援者費用等	保険期間（保険のご契約期間）				
	死亡・後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用			1年	2年	3年	4年	5年
1	700万円	100万円	700万円	100万円	1億円	300万円	8,350円	14,620円	20,890円	27,150円	33,400円
2	1,000万円		1,000万円				10,050円	17,580円	25,130円	32,670円	40,200円
3	1,500万円		1,500万円				12,890円	22,540円	32,210円	41,870円	51,520円
4	700万円	300万円	700万円	300万円			8,650円	15,150円	21,640円	28,120円	34,600円
5	1,000万円		1,000万円				10,350円	18,110円	25,880円	33,640円	41,400円
6	1,500万円		1,500万円				13,190円	23,070円	32,960円	42,840円	52,720円
JA	700万円	100万円	700万円	100万円	1億円	200万円	8,250円	14,460円	20,650円	26,830円	33,020円
JB	1,000万円		1,000万円				9,950円	17,420円	24,890円	32,350円	39,820円
JC	1,500万円		1,500万円				12,790円	22,380円	31,970円	41,550円	51,140円
JD	700万円	300万円	700万円	300万円			8,550円	14,990円	21,400円	27,800円	34,220円
JE	1,000万円		1,000万円				10,250円	17,950円	25,640円	33,320円	41,020円
JF	1,500万円		1,500万円				13,090円	22,910円	32,720円	42,520円	52,340円
XA	700万円	100万円	700万円	100万円	5,000万円	200万円	8,220円	14,410円	20,590円	26,750円	32,920円
XB	1,000万円		1,000万円				9,920円	17,370円	24,830円	32,270円	39,720円
XC	1,500万円		1,500万円				12,760円	22,330円	31,910円	41,470円	51,040円
XD	700万円	300万円	700万円	300万円			8,520円	14,940円	21,340円	27,720円	34,120円
XE	1,000万円		1,000万円				10,220円	17,900円	25,580円	33,240円	40,920円
XF	1,500万円		1,500万円				13,060円	22,860円	32,660円	42,440円	52,240円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	8,210円	14,380円	20,550円	26,690円	32,850円
B	1,000万円		1,000万円				9,910円	17,340円	24,790円	32,210円	39,650円
C	1,500万円		1,500万円				12,750円	22,300円	31,870円	41,410円	50,970円
D	700万円	300万円	700万円	300万円			8,510円	14,910円	21,300円	27,660円	34,050円
E	1,000万円		1,000万円				10,210円	17,870円	25,540円	33,180円	40,850円
F	1,500万円		1,500万円				13,050円	22,830円	32,620円	42,380円	52,170円

※個人賠償責任の自己負担額は0円です。

# 特定技能外国人総合保険の重要事項説明書(技能実習特約セット海外旅行保険)

## I. 契約概要のご説明

### 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は、技能実習特約がセットされている場合には、特定技能1号の目的をもって国籍国等からの出国手続きを終了してから、日本国における特定技能1号として従事した後、国籍国等への帰国するまでで設定してください。

## II. 注意喚起情報のご説明

### 契約締結時における注意事項(告知義務等)

契約時において、弊社が告知を求めたもの(告知事項:申込書に★または☆印が付いている項目)について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。告知した内容が事実と違っている場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

### 責任開始期

1. 保険責任は、保険期間の初日の午前0時以降で、特定技能1号の目的をもって国籍国等からの出国手続きを終了してから開始します。
2. 保険期間が始まった後であっても、弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気・損害に対しては保険金をお支払いできません。

### 重大事由による解除について

次の事実があるときは、保険金がお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

1. 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
2. 被保険者、保険金受取人が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
3. 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合
4. 複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合 など

### 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険期間によってそれぞれ以下のとおり補償されます。

- ・ 保険期間が1年以内の場合: 保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
  - ・ 保険期間が1年超の場合: 保険金、返戻金等は原則として90%まで補償されます。
- (※) 主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%を下回ることがあります。

上記記載事項の詳細およびそれ以外の事項につきましては、「普通保険約款・特約」をご覧ください。また、ここに記載された事項は、ご契約者より被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## ご契約内容確認事項(意向確認事項)

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客様の意向どおりの内容になっているかご確認のうえお申込みください。

本確認事項は万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お客様のご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客様のご希望を満たした内容であること、お申込みをする上で特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了解の上お申込みください。

- (1)この保険は、お客様のご希望に沿って、保険期間中のケガや病気による死亡・後遺障害や治療等への備えとして提案させていただくものです。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がありましたら、弊社代理店または弊社までお申し出ください。
  - (2)次の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。
    - ①補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金が支払われない主な場合など)、特約の内容
    - ②被保険者の範囲
    - ③保険金額(ご契約金額)
    - ④保険期間(保険のご契約期間)
    - ⑤保険料、払込方法、契約者配当制度がないこと
  - (3)申込書に記載された告知事項の記載内容等について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
  - (4)重要事項説明書の内容をご確認ください。
  - (5)団体契約または包括契約でご契約いただく場合、「保険の対象となる方」や「割引などの制度」に関しまして、ご理解のうえ、ご契約いただいていることをご確認ください。
- ご不明な点などございましたら、弊社代理店または弊社までお問合せください。

## 個人情報の取扱説明書

### 個人情報の取扱いについて

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

#### 1. 個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

- (1)損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2)適正な保険金の支払い
- (3)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4)損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (5)当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- (6)上記(4)、(5)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

#### 2. 収集する情報の種類について

もっとも一般的なものは、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別です。その他に、申込書等でお尋ねした情報(職業等)があります。

#### 3. 個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1)同意されている場合
- (2)法令に基づく場合
- (3)利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む国内・海外の業務委託先等に提供する場合
- (4)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要の場合(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)
- (5)保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合 詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。
- (6)ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

#### 4. 当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。  
<ホームページアドレス:<https://www.jihoken.co.jp/>>

お申込人と被保険者とが異なる場合は、お申込人から上記個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

# 特定技能外国人総合保険の概要(技能実習特約セット海外旅行保険)

**注** ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」も併せて必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害	死亡保険金	傷害死亡保険金額の全額を、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合は、指定した方にお支払いします。 <b>注</b> 既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合(保険期間が1年を超える場合は、同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	次のケガに対しては、保険金をお支払いしません。 ● 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ● けんかや自殺行為、犯罪行為によるケガ ● 無資格・酒気帯びまたは大麻・あへんなどにより正常な運転ができなくなるおそれのある状態での運転中に生じた事故によるケガ ● 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ ● 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 被保険者に対する刑の執行によるケガ ● 戦争・外国の武力行使・その他の変乱などによるケガ ● 放射線照射、放射能汚染によるケガ ● むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ● 責任期間開始前、終了後に発生した事故によるケガ <b>注1</b> 業務上の事由または通勤によるケガは保険金支払の対象外となります。 <b>注2</b> 傷害治療費用については、病院などに直接支払った実際の負担額が保険金支払の対象となります。また、健康保険等の公的制度からの給付がされない場合は、実際に負担される治療費用等に30%を乗じた金額が支払いの限度となります。 など	
	後遺障害保険金	被保険者が責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 <b>注</b> 保険期間を通じ(保険期間が1年を超える場合は、各保険年度ごとに)合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
	治療費用保険金	被保険者が責任期間中の事故によるケガが原因で、治療を受けた場合	実際に支出した次の治療費等のうち社会通念上妥当な金額を1回のケガ・病気につきそれぞれ傷害治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ただし、ケガの場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は最初の治療日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ① 医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用 ② 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象) ③ 緊急移送費等 ④ 入院のため必要になったa.交通費、通訳雇入費、b.国際電話料等通信費、c.身の回り品購入費、通院のため必要となったd.交通費。ただし、1回のケガ、病気につき、cについては3万円、a~d合計で10万円を限度とします。 <b>注</b> 費用とは国内外を問わず治療を受け被保険者が病院などに直接支払う費用をいいます。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度により直接支払う必要のない費用は除きます。	
疾病	治療費用保険金	① 被保険者が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後に発病した場合は、責任期間中に原因が発生したものに限り、 ② 被保険者が責任期間中に感染した特定の感染症のために責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合	次の病気に対しては、保険金をお支払いしません。 ● 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による病気 ● けんかや自殺行為、犯罪行為による病気 ● 被保険者に対する刑の執行による病気 ● 戦争・外国の武力行使・その他の変乱などによる病気 ● 放射線照射、放射能汚染による病気 ● むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ● 妊娠、出産、流産、早産およびこれらによる病気 ● 歯科疾病 ● ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山中に発病した高山病 ● 責任期間開始前に発病した病気 <b>注1</b> 業務上の事由または通勤による病気は保険金支払の対象外となります。 <b>注2</b> 疾病治療費用については、病院などに直接支払った実際の負担額が保険金支払の対象となります。また、健康保険等の公的制度からの給付がされない場合は、実際に負担される治療費用等に30%を乗じた金額が支払いの限度となります。 など	
	死亡保険金	① 被保険者が責任期間中に病気により死亡した場合 ② 被保険者が責任期間中または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、責任期間中または責任期間終了後72時間以内に治療を開始し、その後も継続して治療を受けていた場合に限り、) ③ 被保険者が責任期間中に感染した特定の感染症のために責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合	疾病死亡保険金額の全額を、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合は、指定した方にお支払いします。	

## 用語のご説明

- ◆ 被保険者 : 特定技能1号外国人(「特定技能1号」の在留資格で在留する外国人)をいいます。
- ◆ 責任期間中 : 特定技能1号の目的をもって国籍国等からの出国手続を終了してから、国籍国等への帰国手続を終了するまでをいいます。
- ◆ ケガ : 急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- ◆ 治療 : 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ◆ 特定の感染症 : 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症、政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。

# 特定技能外国人総合保険の概要(技能実習特約セット海外旅行保険)

**注** ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」も併せて必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任	被保険者が責任期間中に偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 <b>注</b> 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、保険会社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金を支払うことができる場合があります。 <b>注</b> 日本国内において発生した事故について保険会社は、被保険者のお申し出により示談または調停の手続き等を行います。ただし、以下の場合は行いません。 ●被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任特約の保険金額を超える場合または自己負担額を下回る場合 ●損害賠償請求権者が、保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ●被保険者が保険会社への協力に同意しない場合	次の損害賠償責任に対しては、保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者の故意による損害賠償責任 ●戦争・外国の武力行使・その他の変乱などによる損害賠償責任 ●放射線照射、放射能汚染による損害賠償責任 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●受託品(宿泊施設の客室・客室内の動産等は除きます。)に関する損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者もしくは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶(ヨット、水上オートバイは除きます。)、車両(自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等は除きます。)、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など
救援者費用等	被保険者が ①責任期間中の事故によりケガをして、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②責任期間中に病気または妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③責任期間中に病気を発病し、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(責任期間中に治療を開始し、その後も継続して治療を受けていた場合に限りです。) ④責任期間中に自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⑤責任期間中に危篤(重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合)となった場合 ⑥責任期間中に搭乗・乗船中の航空機、船舶が遭難した場合(行方不明を含みます。) ⑦責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により生死不明(無事が確認できた後に発生した費用は対象外)、または事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の機関により確認された場合	保険契約者、被保険者およびその親族が実際に支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を、保険期間を通じ救援者費用等保険金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用②救援者の現地との航空運賃等往復の交通費(救援者3名まで)③現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで) ④現地からの移送費用⑤雑費(救援者の渡航手続費、現地での交通費・国際電話料等通信費、遺体処理費用等合計20万円限度。)ただし、④、⑤については、傷害治療費用または疾病治療費用で保険金を支払うべき場合は、その金額を差し引きます。 <b>注</b> 現地とは日本国内外の事故発生地または収容地をいいます。	次の原因により生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●けんかや自殺行為(死亡した場合は支払対象)、犯罪行為 ●無資格・酒気帯び(死亡した場合は支払対象)・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ●被保険者に対する刑の執行 ●戦争・外国の武力行使・その他の変乱など ●放射線照射、放射能汚染 ●むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの など

## ■お申込みにあたって

- ①この保険は、特定技能1号外国人専用の保険です。特定技能1号外国人(特定活動(就労可)を含む)以外を被保険者とすることができません。
- ②(株)セントラルインシュアランスは保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務等を行っています。したがって、(株)セントラルインシュアランスと締結され有効に成立した契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
- ③このパンフレットは「特定技能1号外国人総合保険(技能実習特約セット海外旅行保険)」の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず【重要事項説明書】もよくお読みください。また、詳しくは「海外旅行保険(特定技能外国人総合保険)普通保険約款・特約」をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

引受保険会社

取扱代理店



**ジェイアイ傷害火災保険株式会社**

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10  
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16階  
<https://www.jihoken.co.jp>

**株式会社セントラルインシュアランス**

〒100-6311 東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング11階

TEL:03-6259-1730 FAX:03-6259-1731